

発話行為論とモダリティ

——疑似意向文をめぐって——

山岡 政紀

0. はじめに

本稿で主に取り上げるのは(1)のような発話である。

(1) 頑張る。

(1)を文字列として見ただけでは、動詞の語彙的意味の情報しか受け取ることができない。ちょうど辞書の見出しのようなものである。ところが、何らかの具体的な発話状況で、ある話し手が(1)を発話したことを想定すると、その情報量には確かに増加する。つまり、その主語は、通常話し手自らであると解釈される。また、その時制は統語的には非過去形だが、意味的には未来であることが認められる。従って、「私は今後頑張ります」のような意味に解釈できる。つまり、モダリティ形式は無標だが、陳述行為や主張行為といった命題志向的発話ではなく、自らの行為に関する意志を表明する行為(以下、表明行為と呼ぶ)を遂行する行為志向的な発話だと言える。本稿では、この類の発話を「疑似意向文」と呼び、どのような条件下、どのような状況でその意味が生じるのかについて、考察する。そして、発話において生じるこの意味が、統語的にはモダリティとは規定され得ないものの、意味的にはモダリティと非常に類似していることに着目して、モダリティの認定の仕方という一般論にまで拡張して考察したい。

1. 表明行為の遂行

まず、シナリオ資料から採集した、(1)に類する発話を次に列挙する。

(2) 頑張るわ、わたし……。

(毎日)

- (3) 俺も見つけるぞ! (男女)
- (4) 寝るわ、もう。 + {I} ガ (毎日)
- (5) 逮捕するっ。 + {I} ガ + {II} ヲ (青春)
- (6) 途中で小便垂らして泣き出しても下ろさんぞ。 + {I} ガ (青春)
- (7) トレーニングジムに行ってくるわ。 + {I} ガ (ハンク)
- (8) お七の母親の墓参りをすませたらすぐ戻るよ。 + {I} ガ (必殺)
- (9) 八時半のフェリーに乗る。 + {I} ガ (男女)
- (10) 110番するよ。 + {I} ガ (君の)
- (11) 手付金払います。 + {I} ガ + {II} ニ (君の)

(2)、(3)を除けば、いずれも主格成分が省略されているが、これらを採集した資料の中では、すべて意味的には第1人称の主格を持っているものばかりだったので、記号でそれを補った。{}は省略された情報のメタ的記述である。Iは第1人称、IIは第2人称を示す。{}の外に示したカタカナの添え字は、{}内の情報が名詞句であり、かつ動詞が要求する必須格であった場合に、その表層格を示したものである。

さて、これらの発話の言語行為としての機能的特徴は次の①のように記述でき、その文形式に関する構造的特徴は、②、③のように記述できる。

- ① 発話者の行為に対する発話者自身の意志を表明している。
- ② 「意志動詞」が用いられている。
- ③ 命題は発話時より未来の話し手の行為を表現している。

特に特徴①は、これらの発話が、モダリティとされるものの定義に収まる意味内容を伝達していることを示すが、(1)～(11)のどれをとってみても、それを担う特定の言語形式を見出すことはできない。これは、これらの発話が、Searle(1979)での発話内効力の五分類のうちの表明行為(commisives)の遂行に該当することを示している。表明行為の適切性条件はSearle(1979)では簡潔に次の二点に言及されている。

- 1. 命題内容条件：話し手Sの未来の行為A
- 2. 誠実性条件：SはAを実行する意図を持っている。

サールが述べた表明行為は、主語 I と promise や pledge といった遂行動詞による遂行節を伴う必要があるが、それは誠実性条件を満たすために、遂行動詞の語彙的意味をもって意図としているのである。英語ではこれがないと、単に自己の未来の行為の予定を陳述するだけの発話となり、陳述行為(assertives)と区別する必然性を失う。

さて、日本語の上に挙げた発話はいずれも遂行節を必要とせず、動詞内の語彙的意味が備えている意志性によって誠実性条件を満たすと考えられる。それは、遂行節を伴った発話と伴わない発話との間で効力にさほど違いがないことから確認される。

- (2) 頑張るわ、わたし……。 (毎日)
(12) 頑張ることを誓うわ、わたし……。

2. 終助詞について

さて、(2)～(11)には、ヨ、ゾ、ワ等の終助詞が付加している例が多いが、本稿で問題としている表明の効力はこれらの終助詞によって生じているのではない。本題からはずれるが、このことについて敢えて節を設けて論じたい。各終助詞の固有の機能については本稿では検討しない。なお、(17)の I + II は第 1 人称の包括的複数を表す。

- (13) 頑張るよ。 + {I} ガ
(14) 頑張るぞ。 + {I} ガ
(15) 頑張るわ。 + {I} ガ
(16) 頑張れよ。 + {II} ガ
(17) 頑張ろうよ。 + {I + II} ガ
(18) 太郎が頑張ったぞ。
(19) 頑張るんだぞ。 + {II} ガ
(20) 太郎は立派だわ。

(13)～(20)を見ても明らかなように、これらの終助詞は、個々には一律ではない

ものの、陳述、命令、勧誘など様々な発話行為を遂行している発話をまたいで付加しうる。故に、これらの発話行為の遂行が終助詞の機能によって生じているのではない。もちろん、各終助詞は何らかの固有の表現意図を各発話に加えているのは確かだが、それはこれらの発話行為遂行の外側で行われており、レベルを異にすると考えられる。

それにしても、(1)「頑張る。」に比べて、(13)～(15)の方が表明行為の遂行がより明確に感じられるのはどういうことだろうか。陳(1987)では、終助詞の機能を、「話し手と聞き手の間の認識のギャップを埋めることに関わる表現手段」とする。つまり、終助詞の付加は聞き手の存在を前提とし、表現内容と聞き手との関係においてその使用が決まってくるのである。故に、(1)は書きことば的な印象が強いものに対して、(13)～(15)は話しことば的で実際の発話状況を想定しやすいことが、両者の印象の差となっている。裏を返せば、(1)も具体的な発話状況を想定した上でならば、十分表明行為を遂行していると見ることができる。事実、(5)、(9)、(11)のように終助詞のない疑似意向文の実例は少なくない。故に、表明の効力がこれら終助詞によって生じるのではないことを確認して以下の議論を進めたい。

3. 主格の第1人称指定

さて、主格が話し手自身に解釈されるというのは、一種の人称指定的現象である。モダリティ形式が命題中の主格成分の人称を指定する機能を持っていることは既に多くの先行研究の中で述べられている(仁田(1979)、同(1985)など)。例えば、筆者が意向文と呼ぶ文では、助動詞「～ウ・～ヨウ」が文末に位置し、主格成分を第1人称か、第1+2人称(第1人称の包括的複数)に指定する、とされる。第1人称の場合は意志、第1+2人称の場合は勧誘の効力を持つ。

(21) 同じ言葉を君にあげよう。 + {I} ガ (時間)

(22) パパ、どうか行こうよ、遊びに。 + {I+II} ガ (毎日)

一方、先に挙げた(2)～(11)の各発話は、人称指定の機能を有するモダリティ形式はどこにも見当たらない(終助詞に人称指定の機能はない)。しかし、これらはいず

れも第1人称の主格を明示的に持っているか、発話の解釈によって補われるかしており、意向文と類似の人称指定現象を見出しうる。そこで、本稿ではこれらを疑似意向文と呼ぶ。意向文のうちの、主格を第1人称に指定するもの（意味的には意志）と、人称指定も伝達されている意味内容も類似しているからである〔注1〕。

これらの文形式そのものは、必ずしも第1人称に人称指定するモダリティ形式を持つわけではなく、異なる発話状況において発話されれば、第2人称、第3人称が主格である発話から主格を省略した文形式である、との可能性もある。そのような解釈がなされるとき、前節で考察したような発話の機能的特徴は失われる。従って、モダリティ形式が無標の動詞文は未来の時間と話者の意志を備える、というように、構造的に規定することはできない。この点についても発話行為論によって次のように説明できる。

まず、前節の二点の適切性条件が、発話の命題内容に三点の制約を課す。

第一に、命題内容条件は発話命題の統語構造に制約を課している。統語的制約は大きく次の二点に集約される。

制約1：命題は動詞文であり、その主格は、能動態において必ず第1人称である。

制約2：命題の動詞時制は非過去形でなくてはならない。

前節で述べた特徴の③は、これらの発話が適切性条件を満たすために要求される統語的制約の結果であることは一目瞭然である。

これらのことから、適切性条件というのは単に、話し手、聞き手の知識や信念に関わるだけでなく、言語形式にも制約を課している。これにより、発話内効力という、語用論的な意味をもつものを、言語形式によって類型化しようとする試みが可能になる。

発話内効力の分類は、このような命題構造を基準として分類されたものでは決してないことは強調しておかなければならない。さもなければ、これからの議論が循環論を引き起こすからである。発話内効力の基礎的な発想は誠に哲学的なものであり、世界と言語との相関関係にある。つまり、世界について述べる発話であるのか、世界を変えんとして述べる発話であるのか、世界に対応物を持たない発話であるのか、などを基準に整理され、結果的にわずか五つの範疇に類型化されたものである。この五つという数字の正否はともかく、少なくとも、不連続で有限の体系を成していることは間違いない。それらを成立させる諸条件を考慮した結果が適切性条件であり、さらにその結果として、

今述べたような命題構造の規定に至ったものである。単に命題構造によって分類するならば、わずかに五つの範疇に収まるはずもないし、その必然性もない。

4. 主格成分の省略について

前節での考察を踏まえて、(4)～(11)のような、主格成分を欠いた命題が、発話においてどのようにしてその主格を意味的に伝達しうるのかについて、考察したい。

これらの発話の第1人称主格が補われることは、適切性条件を満たす上で必要だが、そのことによって表明の効力が発動するのではなく、表明行為が遂行されたことにより第1人称が補われると考えるのが妥当である。すると、適切性条件を満たしていないのに、効力が発動することになる。その理由は次のように説明できよう。発話内効力の分類は不連続で有限の体系を成しているが故に、中間的なものがない。従って、適切性条件のうちのすべてではなくとも、ある程度が蓋然的に満たされれば、効力が発動すると考えられる。故に、(4)～(11)は制約2も次節で論じる制約3をも満たしており、他の条件に関してもおよそ満たしているために、効力が発動し、結果的に第1人称主格が内的に補われて伝達される。これを一種の語用論的人称指定とすることができる。

第3人称の場合は、文脈なり、場面なりによって語彙的に補われることが要求されるのに対し、第1人称か第2人称の場合は、それが意味的に伝達されるためには、語彙的な指定は必要がない。「内的に」とは、このような第1人称、第2人称の性質を表現したものである。故に、省略名詞句の人称について、同じ語用論でも、談話文法的な規定（主に第3人称だが、本質的には人稱と無関係）と、発話行為論における規定（第1人称、第2人称）とは、レベルを異にしていると見るべきで、前者を典型的な語用論とすれば、後者のように、構造的な手掛かりを持っているレベルは、統語・意味論的なレベルと典型的な語用論的レベルとの中間に位置するものとして、そのレベルを認める限りにおいて、特徴①をモダリティとして認定することが可能と考えられる。

5. 時制について

時制については、第3節で述べた制約2にある通り、過去形を取ると表明行為を遂行しない。例えば(23)は主格を省略した文だが、表明行為を遂行しない(陳述行為を遂行する=人称指定なし)ため、主格成分にどの人称が補われるべきか、この形式だけでは優先する解釈は見出せない。

(23) 逮捕した。

6. 意志動詞について

適切性条件が命題内容に課す三点の制約のうち、残りの一点は、誠実性条件によるものである。誠実性条件は、命題内容の語彙的意義に関して次のような制約を課す。

制約3：命題を成立させる動詞は、語彙的意味の中に意志を含んでいない。

やはり特徴の②はこの制約の結果であることは明らかである。これによって、疑似意向文という分類を統語的に規定することが決定的にできなくなる。モダリティ形式が無標の動詞文であっても、その動詞が意志動詞であるもの以外は表明行為を遂行し得ない。意志動詞は他動詞の全部と、自動詞のうち意味格として動作主(agent)を取るものだけである。動作主をとらない自動詞による無標の動詞文は以下のように、表明行為を遂行しない。いずれも、敢えて主格を欠いた文を挙げたが、その解釈は全く中立的に保留されたままで、特定の人称の解釈を優先的に決定する手掛かりはない。とりわけ、(26)～(28)のような状態動詞に至っては、時間が未来となることさえない。

(24) もうすぐ始まるよ。

(25) あ、落ちる。

(26) 全然違う。

(27) 検討に値する。

(28) 英語の本なら読める。

7. 疑似意向文の疑問体

表明の効力は、疑問体の動詞文では命題中の主格成分を第2人称（(29)、(30)）、または第1+2人称に指定する（(31)～(33)）。各発話の主格の人称は採集した資料におけるものである。なお、平叙体・疑問体は疑似意向文などの文類型を横断する交差分類に対して名づけたもので、疑問形式が有標であるものを疑問体とする。

- (29) どうします? + {II} ガ (ハング)
(30) 来るの、来ないの? + {II} ガ (男女)
(31) 何か食うか。 + {I+II} ガ (男女)
(32) 今日は何時ごろ帰る? + {I+II} ガ (男女)
(33) 食べに行く? + {I+II} ガ (君の)

これらは単に命題志向的な疑問というよりは、行為に対する相手の意志を問うたり、相手の同意を求めたりしているという点で行為志向的な発話である。平叙体ではほとんど採集できなかった第1+2人称の例が比較的良好に見出せる。これは、「疑問」という形を取ることで、既に平叙体での断定的な強引さが解消されているからであろう。また、(29)と(30)のような第2人称のものがあるのは、意向文との決定的な違いである。

しかし、疑問体で第1人称の主格成分を持つものもある。これらは、疑問体とは言っても、聞き手に対しての問いかけはもとより、誘いかけなども含意されない、全くの独り言的発話である。特に(35)の～トスルカはそれを明示的に表している。

- (34) 根こそぎ頂戴してやるか。 + {I} ガ (ハング)
(35) お七が帰らないうちに、渡す分だけ取り出しておくとするか。
+ {I} ガ (必殺)

8. ～ツモリダ

これまでは終助詞を除いてモダリティ形式が無標である場合を考察したが、モダリティ形式らしきものを持つものもある。～ツモリダがそうである。しかし、人稱についてはこれまで見た例と全く同じで、この形式が意義としてそのような話し手の意志を表すのではない。(36)は第3人稱の主格成分を明示的に備え、表明行為は遂行しない。また、主格を欠いた(37)、(38)でも、主動詞またはツモリダが過去時制を取ると、表明行為を遂行しない。これらの発話の人稱は中立的であり、特定の人稱を補えない。

(36) 太郎は花子と結婚するつもりだ。

(37) あの勝負に勝ったつもりだ。

(38) 花子と結婚するつもりだった。

故に、～ツモリダは、モダリティ形式と見るのではなく、意志動詞の語彙的意義の中に含まれている意志だけが単独で語彙項目を形成したものと見るべきであろう。

～ツモリダの疑問体は「～ツモリカ」となり、やはり行為遂行の上での振る舞いは、平叙体の場合と同様で、無標の動詞文と特に変わるところはない。

9. 遂行文について

Austin, J.L. (1962) は、ある独立した動作の叙述ではなしに、その発話自体が一つの行為となっており、そこで表現される命題の真偽値を問うことができない、という類の文を遂行文 (Performative Sentence) と呼んだ。これも、モダリティ形式が無標であるということと、主格成分の人稱上の性質が共通であることを以て、疑似意向文として分類したい。遂行文を規定するものは、「約束する」、「感謝する」などのいわゆる遂行動詞が現在形で用いられること、そして、必ず主格が第1人稱であることである。遂行動詞は、Leech (1983) でも指摘されている通り、動詞の語彙項目として記述されるのではなく、文脈に依存して生じる機能と考えたい。そして、遂行動詞のすべてが必ず意志動詞でもあり、その点でも「遂行文」は疑似意向文の一つの在り方と言える。事実、遂行文では常に話者がその行為に対して意志を持っていなければならない。なお、遂行

文を疑問化したものは、もはや遂行文とは言えないが、疑似意向文の疑問体ではある。

また、決して明確に遂行動詞とは決定できない動詞によっても、遂行文を作ることはできる。次に挙げる例は、採集した発話資料の中での発話状況に於いては、単なる意志の表現以上の一つの行為を遂行しており、遂行文と言える。

(39) 高木さんの決めてくれたものにする！ + {I}ガ (男女)

(40) お金はあきらめます。 + {I}ガ (ハンク)

10. 発話内効力とモダリティ

「疑似意向文」の発話内効力について、第4節の末尾で、「中間的なレベル」を認める限りにおいて特徴①をモダリティと認定することができる、と簡単に触れた。確かに、この効力は、現在のところの最も一般的なモダリティの定義とされる「発話時における発話者の心的態度」〔注2〕を伝達する機能を果たしている、と言える。

筆者は以前、「疑似命令文」と呼んだ一群の発話について言及したことがあるが（山岡(1988)）、本稿での議論と全く同様のことが言える。(41)はその一例である。

(41) 今すぐに行くべきだ。

ここでは、省略されている主格成分が第2人称であれば、忠告の効力を持つわけだが、「～べきだ」自体は人称指定の機能を持たない。そこで、第三者について言及したり（＝第3人称）、話し手自身が自らに言い聞かせている（＝第1人称）発話から、主格を省略しているだけかも知れない。しかし、第2人称の解釈にかぎり、指導行為（忠告、助言、許可等の総称）の適切性条件の中の命題内容条件から、人称を制約する条件が認められるため、この文形式が、伝達意味を拘束する条件を最も多く満たすのは、第2人称の解釈の場合ということになる。故に、(41)は指導の効力を持つ発話と解釈するのが最も蓋然性が高い（恐らく頻度も最も高い）。

本稿で述べてきた表明の効力や、本節で述べた指導の効力をモダリティと認定するかどうかは、モダリティの側の定義にもよる。「発話時における発話者の心的態度」との定

義自体は統語論上の定義ではない。例えば、仁田(1985)のように、〈訴え型〉、〈表出型〉といった行為志向的な発話の機能的側面をモダリティとして認める考え方はこれに類する〔注3〕。このようにモダリティを純粹に意味的に定義するならば、理論の整合性を保つためには、本稿で述べたような発話内効力によるものをモダリティと認める必要が生じよう。もちろん、モダリティをあくまで統語的な現象に限定するのものの考え方だが、仁田氏や奥田(1985)のようにモダリティを類型化する理論では意味的な基準によって類型化しており、より決定的に成り立たなくなる。

本稿の考え方の基底には、命題とモダリティとを形式的に二分しうるものとの、通常持たれている前提に対する問題提起がある。結論は既に明らかだが、改めて整理すると次のようになる。命題は言語形式をもとに構造的に表現されているが、モダリティはその命題全体を包んで、具体的な発話状況に即して機能として実現する。その機能が言語形式の形を取る場合もあれば、そうではない場合もある。本稿で取り上げた疑似意向文はその後者の典型的な例であると言えよう。

付記 本稿に目を通して下さり、有益な御助言を戴いた、筑波大学の草薙裕教授に厚く御礼申し上げます。

【注】

- 1) 当初から、疑似命令文、疑似意向文は形式的に規定できないということは認めた上で、形式的に規定しうる命令文や意向文と同一線上で分類しようとしてきた。それは、モダリティ形式を持つ命令文や意向文という分類を取りあえず保持しておきたかったからで、発話行為論に論点を絞るならば、命令文は指導行為を遂行し、意向文は表明行為を遂行し、「疑似」の有無は本質的な差にはならない。
- 2) 多くの場合、モダリティの定義の中に「命題に対する」を含むことが多いが、それは命題志向的な発話、つまり発話行為論で言えば主張・陳述行為(assertive)にあたるものに限って言えることである。行為志向的な発話では、モダリティの定義に命題との関係を含めるならば、「命題を用いての」となる。両者に通じる定義と

しては、命題という語を含めないのが妥当なところである。

- 3) 奥田靖雄氏の一連の文論もこれに当たる。また、中右実氏のモダリティの定義「話し手の瞬間的現在時における話し手の心的態度」も意味的定義のみである。その他、日本語学では、十分定義していないものが多い。
- 4) 引用した発話資料は以下の通り。略称をカッコ内に示す。明記しないものは作例。なお、テレビドラマはビデオを併用した。

映画「青春の門」野上龍雄脚本『シナリオ』464号 (青春)
テレビドラマ 1987年6月19日TV朝日系放送「ザ・ハンクマンGOGO」 (ハンク)
同 1987年9月25日TV朝日系放送「必殺剣劇人」 (必殺)
同 1987年10月16日TBS系放送「男女7人秋物語」 (男女)
同 1989年1月9日フジTV系放送「君の瞳に恋してる！」 (君の)
同 1989年3月12日TV朝日系放送「毎日が日曜日」 (毎日)

【参考文献】

- 奥田靖雄(1985)「文のこと」『教育国語』第80号 むぎ書房 41 - 49
- 陳 常好(1987)「終助詞——話し手と聞き手の認識のギャップをうめるための文接辞」
『日本語学』第六巻第十号 明治書院 93 - 109
- 仁田義雄(1979)「日本語文の表現類型」『英語と日本語と』くろしお出版 287 - 306
- 仁田義雄(1985)「主格の優位性——伝達のムードによる主格の人称指定」『日本語学』
第四巻第十号 明治書院 39 - 52
- 山岡政紀(1988)「疑似命令文——日本語モダリティの文法化の一事例」『日本語と日本
文学』第10号 筑波大学国語国文学会 左11 - 左19
- Austin, J.L. (1962) *How to Do Things with Words*: Harvard University Press
- Leech, G.N. (1983) *Principles of Pragmatics*: Longman
- Searle, J.R. (1969) *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*
: Cambridge University Press
- Searle, J.R. (1979) *Expression and Meaning: Studies in the theory of speech acts*
: Cambridge University Press

Between Speech Act Theory and Modality

Masaki YAMAOKA

Previous researches has approached modality only in terms of syntactic form. We extend the concept of modality and show that the illocutionary force of utterances also has a modality function. Thus we define modality purely in terms of the function of utterance, i.e. independent of its form.

For example:

(1) Ganbaru. (I exert myself.)

(2) Taihosuru. (I arrest you.)

the Japanese utterances (1)+(2) lack a modal form but share the following features. First, functionally, they express the speaker's intention to do his own some future action, i.e. both utterances correspond to commissives in speech act theory. Second, structurally, they contain volitive verbs and their propositional content refers to speaker's future action. The features of these utterances also satisfy the felicity conditions for commissives in speech act theory.

Thus, the speaker's intention in utterances like (1)+(2) is expressed not by form, but by their illocutionary force. This force has structural features. So the utterances are classified not in terms of syntactic form but rather in structural terms on the pragmatic level.